

日影規制とは

住宅地の日照を確保するため、中高層建築物は、一定時間以上の日影を、敷地境界線から一定の距離を超える範囲に、生じさせてはならないことを定めたものです。

日影規制は、**建築基準法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）**に規定されています。

地方公共団体が、法に定められている一定の範囲内で、制限を受ける地域**[対象区域]**と、隣接地に生じさせてはならない日影になる部分の時間**[日影時間]**を、**条例で指定**することによって規制が適用されます。

山形県では、それらを**山形県建築基準条例**で、指定しました。

(平成13年10月12日公布 平成14年4月1日施行)

規制の内容

■ 主な制限内容は**【別表】**のとおりです。

① [対象地域]

制限を受ける地域は、都市計画の用途地域の区分で定められています。

② [対象建築物]

制限を受ける建築物は、対象地域ごとに、建築物の規模により定められています。

③ [平均地盤面からの高さ]

日影時間は、平均地盤面から、1.5m又は4mの高さの水平面で測定します。

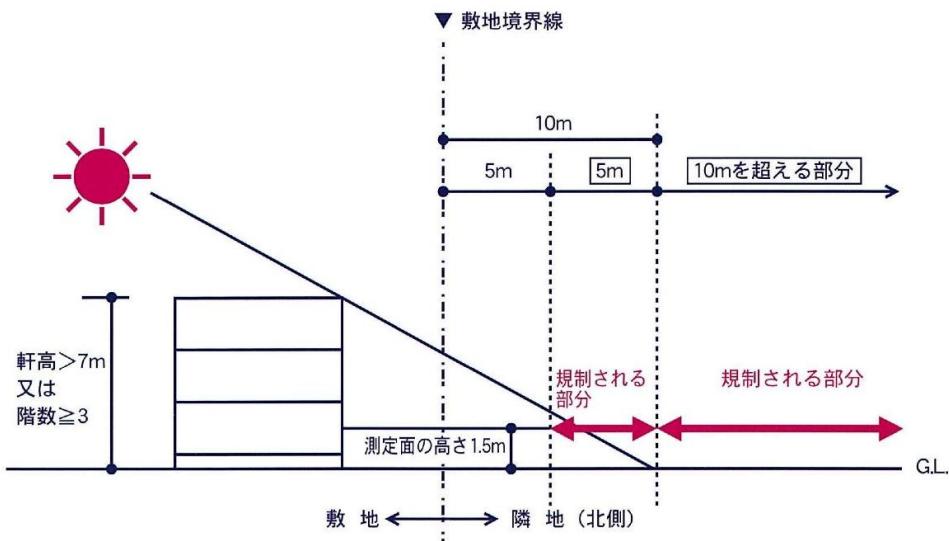
④ [日影時間]

対象区域ごとに、隣接地に生じさせてはならない日影になる部分の時間が定められています。

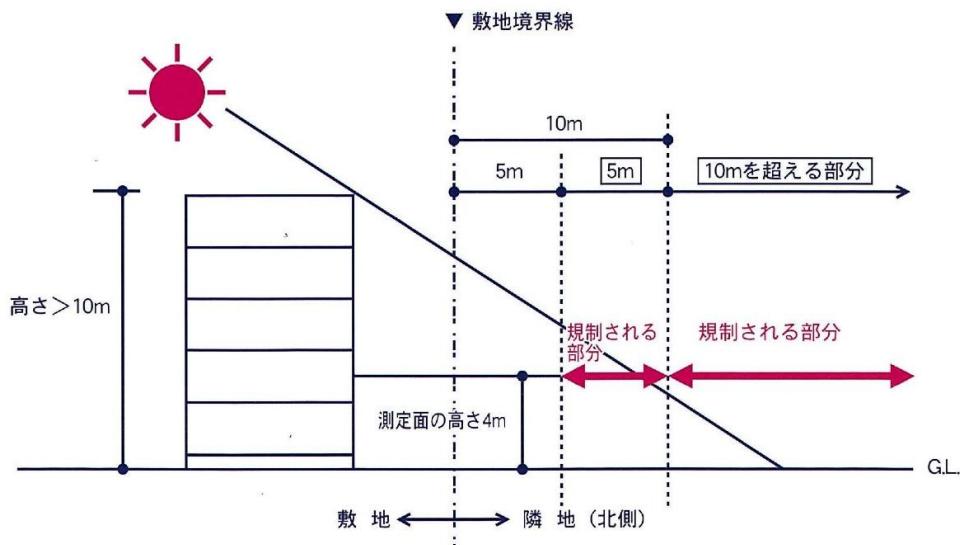
【別表】

	① 対象地域	② 対象建築物	③ 平均地盤面 からの高さ	④日影時間
県全 域	第一種低層 住居専用地域	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	1.5m	4時間以上 2.5時間以上
	第二種低層 住居専用地域	高さが10mを 超える建築物	4m	4時間以上 2.5時間以上
	第一種中高層 住居専用地域	高さが10mを 超える建築物	4m	5時間以上 3時間以上
	第二種中高層 住居専用地域	高さが10mを 超える建築物	4m	5時間以上 3時間以上
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
山形市 の区域	準住居地域			
	近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを 超える建築物	4m	5時間以上 3時間以上

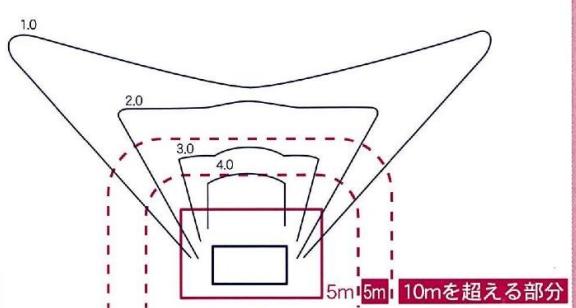
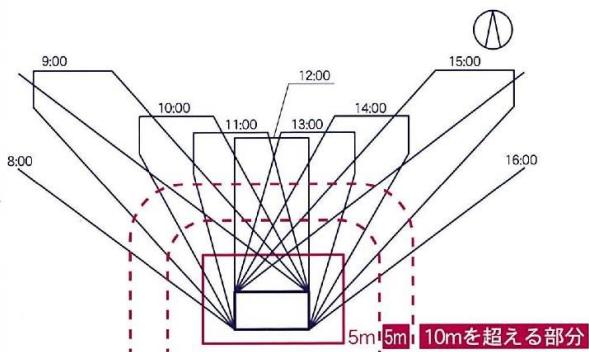
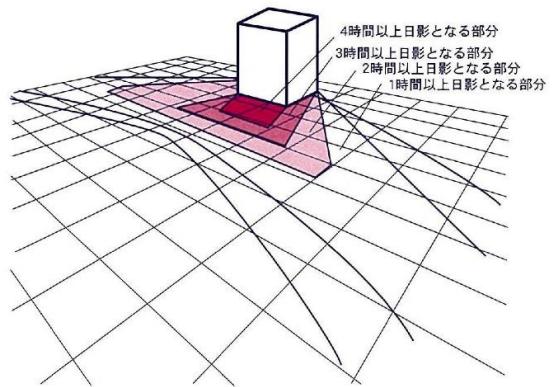
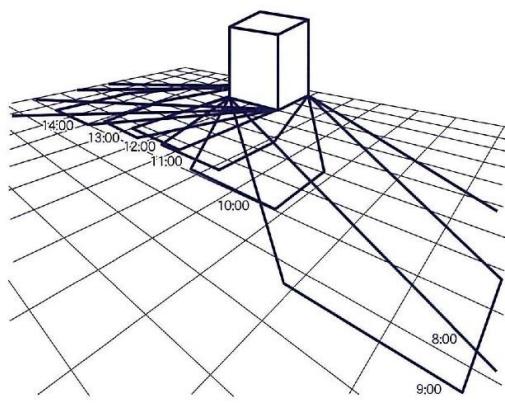
- 対象区域外に建築される建築物であっても、対象区域に日影を生じさせる建築物は、対象建築物とみなして制限を受けます。
- 日影を測定する時間は、冬至日の真太陽時における午前8時から午後4時までです。
- 敷地内に2以上の建築物がある場合は、これらの建築物を一の建築物とみなして制限を受けます。
- 建築物を建築するときは、建築確認申請に、**日影図**と**等時間日影線図**等を添付して、建築主事等の審査を受けます。
- 建築物の敷地が道路や川等に接する場合や隣地との高低差が著しい場合は、規定の一部が緩和されます。



第1種・第2種低層住居専用地域



第1種・第2種低層住居専用地域以外の地域



日影図

建築物が、午前8時から午後4時まで、1時間ごとに生じさせる日影の形状を表した図です。

等時間日影線図

日影の形状は、連続的に変化していくので、各時間以上日影となる部分の点を連続的に結んでいくと、この図のようになります。

日影規制に関する問い合わせは
山形県国土整備部建築住宅課
TEL. 023-630-2651 まで